磐田市教育委員会告示第21号

磐田市教育支援センター設置要綱を次のように定める。

平成 19 年 8 月 29 日

磐田市教育委員会委員長 北島理一

磐田市教育支援センター設置要綱

(設置)

第1条 磐田市は、不登校等で学校生活に適応できない児童生徒の適応能力の育成及び社 会的自立支援を図るため、教育支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
磐田市教育支援センター	磐田市弥藤太島500番地1

(業務)

第3条 磐田市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)は、次に掲げる 業務を行う。

教育支援センターの入級前相談に関すること。

教育支援センターの入級児童生徒の支援及び指導に関すること。

教育支援センターの入級児童生徒の保護者及び学校関係者の相談に関すること。

関係機関との連携に関すること。

その他教育委員会が必要と認めること。

(職員及び職務)

- 第4条 教育支援センターに、所長、運営担当職員、指導員、訪問支援員及び臨床心理士 (以下「職員」という。)を置く。
- 2 所長は、学校教育課長をもって充てる。

(入級対象者)

第5条 入級対象者は、磐田市に在住又は磐田市立学校に通学する小・中学校児童生徒で、 教育支援センターに入級することが適当と認められる者とする。

(入級手続き)

第6条 教育支援センターに入級を希望する児童生徒の保護者は、教育支援センター入級

依頼書(以下「入級依頼書」という。)を在籍校の校長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の入級依頼書が提出された場合は、入級依頼書に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、入級依頼書が校長より提出された場合は、入級について適否を判断し、 入級承諾書を在籍校の校長及び保護者に通知するものとする。
- 4 入級期間は、入級日より当該年度末までの期間とするものとする。ただし、学校復帰が可能と判断された場合は、年度中途であっても退級通知書により退級するものとする。

(開設日時)

第7条 開設時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めると きは、これらを変更することができる。

開設時間 午前9時から午後3時までとする。ただし、木曜日は午前9時から正午までとする。

休日 原則として磐田市立小・中学校管理規則(平成17年磐田市教育委員会規則 第15号)第4条に準ずるものとする。

(庶務)

第8条 教育支援センターの庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。